

第3節 検出事項のとりまとめ

個別テストの検出事項のうち、共通する事項を一覧表にまとめた。

縦にサンプルの略称、横に検出事項と改善策を記載している。それぞれのサンプルについて*印を付した事項が検出された。

なお、検出事項のうち、指摘・意見・提言としたものであっても、そのケースに固有の検出事項については、重要でない限り、この一覧表には記載していない。

一方で、複数のサンプルに共通する問題点については、「第2節 個別テストの監査結果」で、あえて指摘・意見・提言とせず、文中に記載することとめた重要性の低いものであっても、*を付している。

この一覧から読み取られる検出事項全体の傾向や、重要な論点については、「第IX章 監査結果のまとめ」に問題点ごとに整理して記載している。

検出事項一覧

検出事項	No	A-1	A-2	A-3	A-4	A-5	A-6	B-1	B-2	B-3	B-4	B-5	C-1	C-2	C-3	C-4	C-5	C-6	D-1	D-2	D-3	D-4	D-5	
		児童福祉法第51条による保育所	函館市斎場他3斎場管理業務	函館市総合福祉センター管理	地域包括支援センター運営事業業務	障害者生活支援センター運営事業	休日保育事業	中央図書館設備管理業務	社会教育施設等管理	市立図書館博物館郷土資料館管理業務	函館市施設塵芥収集運搬業務	外国人英語指導助手業務	ごみ収集運搬業務	し尿収集運搬業務	日乃清掃工場運転管理業務	ブラ容器及び事業系ベトナム中間処理	七五郎沢汚水処理施設維持管理他	使用済乾電池処理・処分他	除雪業務	都市公園管理業務	緑樹帯等管理業務	道路維持補修費	すずらんの丘公園管理業務	
サンプル略称	性質の異なる業務を一契約としているため、委託先が限定される。								*										*	*				
	大量の同一業務を1契約として1者に委託している。		*										*		*				*	*				
	基幹業務を含め、ほとんどの業務を委託しているのに、指定管理としていない。								*															
	複数年契約だが契約期間が長い。又は複数年契約とする必要がない。												*											
	長期同一先で単価は不変であるのに予算削減のため業務量を削減している。																							
	利用料金制を採用していない								*														*	
	利用料金の徴収事務を業務現場の指定管理者等にさせていない。	*																						
	指定管理開始3か月以上前から引継準備業務を終了するよう制約している。		*																					
	長年、同一先が選定されている。			*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
	1者随意契約となっている。				*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
非公募の指定管理となっている。			*					*												*				
複数見積書を徴求している(公募している)が、実質的競争性が無い。		*							*	*	*								*			*		
入札すべきなのに、入札していない。								*		*	*	*	*	*	*	*	*	*			*	*	*	
委託先業者が組合を結成して1者で一括受注している。												*	*	*	*	*	*	*						
1者随意契約・指定管理の特例措置の相手先に、市OBが役員就任。												*	*	*	*	*	*	*		*				
見積書を提出した全事業者に業務を割り付けている																			*					
3か年計画で初年度のみ見積り合わせをし、残りは1者随意契約となっている。																								
基本設計など前工程の事業者を、後工程で1者随意契約をしている。																								
設備設置業者をその後、1者随意契約でメンテナンス等業者としている。								*						*										
事務局が評価表を事前採点し、選定委員会に提出している。														*										
業務マニュアルが整備されていない。														*										
契約が変更され、契約金額が大幅に増額した。								*																
予定価格=契約額 または 予定価格≠契約額。								*										*						
委託金額・委託料単価が長期間同一である。						*	*															*		
委託先のコスト見合で委託料が決められている。																				*	*	*		
委託先がほぼ毎年利益0であり、実質的に費用補償。								*												*	*			
仕様書・提案書が実態と乖離している。								*																
予定処理量よりも低い処理量で契約し、高い追加単価を支払っている。																	*							
費用実績額が、百万単位まで端数がなく、円単位まで毎年同額である。																								
指定管理料とは別に、直接従事者個人に別予算の研修費が支払われている。																								
提案額の値引の根拠が不明である。								*																
単価等の算定根拠資料が経緯不明である。																								
委託額に含まれる最低保障額の算定が精緻ではない。																			*					
再委託	再委託割合が高い。																			*	*	*		
業務の1部分をそのまま再委託しているのに、再委託金額を把握していない。																								
実施後の評価	委託(指定管理)の成果を評価していない。または、分析・文書化していない。								*	*										*				
アンケートを実施していない。アンケート結果を分析していない。				*	*			*												*				
委託前と委託後での、事業の収支計画・実績を比較・分析していない。	*																							
選定手続に競争性が無いのに、事業費実績・効率性の分析がされていない。					*																			
共通券の割振が適切に行われていない。								*															*	
もと事業の必要性	利用者数・利用件数・利用率が低迷している。または低下している							*	*														*	
受益者負担額が少ない(又は相対的に負担額の少ない受益者がいる)。								*	*														*	
利用者1人当たりコストが高い。	*							*	*															
長年、公の施設としているが、事業成果とコストを評価していない。								*	*															
類似団体に比べ、サービス内容が多く、コスト高である。																								
サービス受給者が有資格者に比べて少ない。																								
事業の目的、ビジョンが明確でない。								*	*															
利用度が低いのに、もと事業の廃止・民営化・縮小が検討されていない。								*	*															
委託の網羅性	外部委託すべき事業が残っている。	*											*	*					*					
積極的な配置転換がされていない。	*												*	*					*					
直営事業が、低稼働率・非効率・非経済的。	*							*					*	*										
事業のほとんどを委託しているのに、市職員が多い。								*																
その他	委託先の管理費に対して補助金を支給しており、競争の公平性に問題がある。		*																					
他自治体の状況を把握していない、または把握しても改善に役立っていない。												*						*						
名目上の理由をつけ契約変更し、実態と乖離した規定を契約書から削除した。								*																
委託料の一部を、市が寄付金として採納している。									*															